

ダイジェスト版

誰もが自分らしく 暮らせる飯山市

第5次飯山市男女共同参画計画

飯山市

「誰もが自分らしく暮らせる飯山市」を目指して

令和6年（2024年）8月に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」の結果、職場では、男女差別を感じる人は減少しています。

一方、家庭では、依然として、家事や育児、家族の介護等の多くを女性が担っており、家庭内で男女差別を感じた人の割合は20年前とほとんど変わっていません。

また、地域組織では、男性を中心とした慣習が依然続いており、各区の役員に関する調査結果でも、男女共同参画は進んでいない状況です。

男女共同参画社会を実現するためには、性別による固定的な役割分担意識の解消や、ワーク・ライフ・バランスの実現によって、地域や家庭へ参画しやすい環境づくりが求められます。

このたび策定いたしました第5次飯山市男女共同参画計画「誰もが自分らしく暮らせる飯山市」は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間の計画です。第4次計画の成果を踏まえながら、各審議会等の選出方法、選出規定の見直しの取組みや役割分担意識「男は仕事、女は家庭と思う人の割合」の目標値を15%以下から5%以下にするなど、見直しを行いました。

職場、学校、家庭、地域などあらゆる場において、男女共同参画が正しい共通理解の下、「誰もが自分らしく暮らせる飯山市」を目指し、積極的な取組みが図られるよう一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年（2025年）3月

飯山市長 江沢 岸 生

計画策定の趣旨

第5次男女共同参画計画は、「飯山市男女共同参画社会づくり条例」及び国の第5次男女共同参画基本計画、第5次長野県男女共同参画計画を受けて、本市のこれまでの取組みの成果を踏まえ、その内容を継承しつつ、さらに充実発展させ、飯山市として取り組むべき方針や施策を示すとともに、市民一人一人がどのように関わっていくかを明らかにしたものです。

計画の性格と計画の期間

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「飯山市男女共同参画社会づくり条例」の基本理念に基づく、飯山市における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。

また、本計画は、飯山市第6次総合計画及び飯山市地域福祉計画と関連する計画で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づく市の推進計画、「配偶者暴力防止法」（平成13年法律第31号）に基づく、市の基本計画として位置づけます。

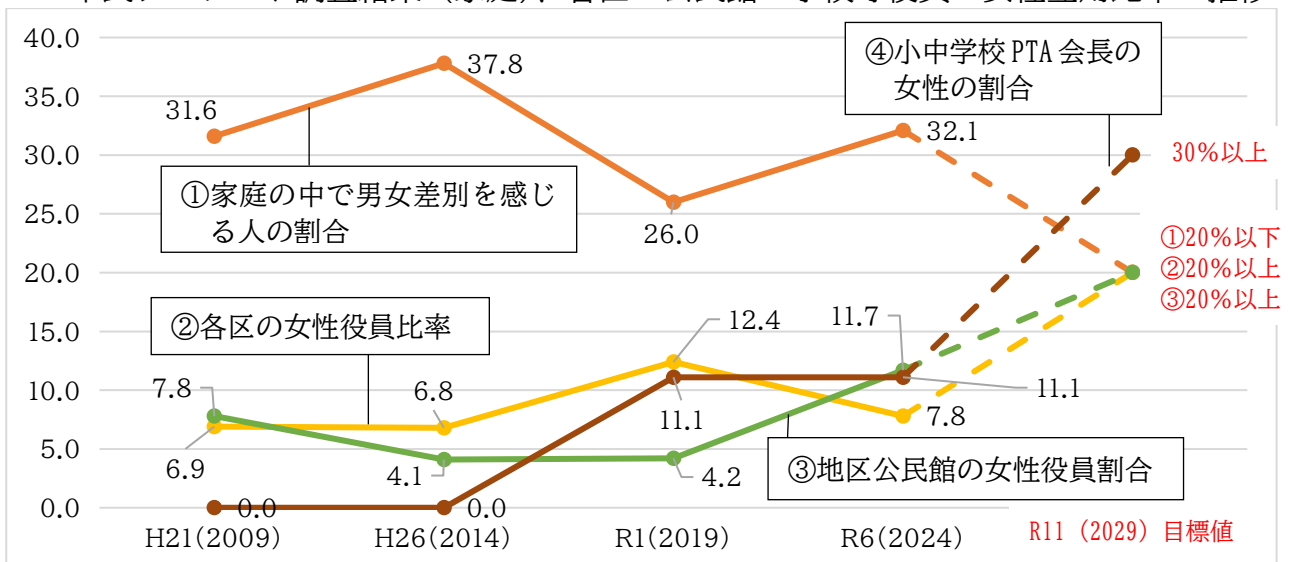
計画期間は令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

計画の体系

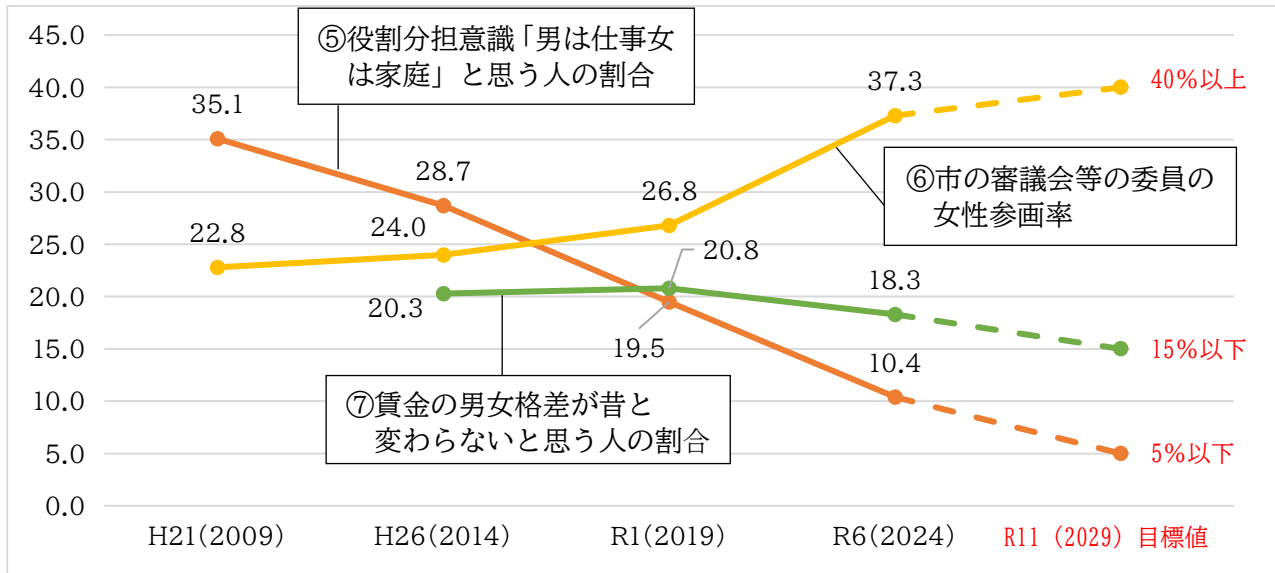
男女平等を進めるための意識づくり	男女が共に参画できる環境づくり
1 意識啓発と慣習の見直し 2 人権尊重と男女平等の教育・学習 3 あらゆる情報における男女の人権の尊重 4 国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成	1 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備 2 地域組織・行政機関等における女性の参画促進 3 職場における男女共同参画の推進 4 農林業・商工・観光業等の自営業における環境の整備 5 子育て支援と介護福祉の充実
健康で生きがいのある生活づくり	
1 生涯を通じた健康支援 2 男女間のあらゆる暴力の根絶	

過去からの推移と第5次計画目標値

1 市民アンケート調査結果（家庭）、各区・公民館・学校等役員の女性登用比率の推移



2 市民アンケート調査結果（家庭・職場関係）、審議会の女性参画比率の推移



3 計画の目標値一覧

項 目		令和1年 (2019年) 現況	令和6年 (2024年) 現況	R7～R11年度 (2025年～2029年) 目標値
①	家庭の中で男女差別を感じる人の割合	26.0%	32.1%	20%以下
②	各区の女性役員比率	12.4%	7.8%	20%以上
③	地区公民館の女性役員比率	4.2%	11.7%	20%以上
④	小中学校PTA会長の女性の割合	11.1%	11.1%	30%以上
⑤	役割分担意識「男は仕事女は家庭」と思う人の割合	19.5%	10.4%	5%以下
⑥	市の審議会等委員の女性参画率	26.8%	37.3%	40%以上
⑦	賃金の男女格差が昔と変わらないと思う人の割合	20.8%	18.3%	15%以下

男女平等を進めるための意識づくり

1 意識啓発と慣習の見直し

(1) 意識啓発の促進

市民	家庭生活において互いに工夫をし、家事・育児・介護等に関しても家族みんなで協力し合う意識を持ちましょう。
	家庭の日（毎月第3日曜日）などは家族と向き合い、「男だから、女だから」という決めつけからくる家庭内の問題がないか改めて話し合う場を持ちましょう。
	地域の催しや公民館事業などに積極的に参加し、視野を広く持つことで「男だから、女だから」という意識にとらわれない心を養いましょう。
行政	教育や福祉部署と連携し、家庭問題等に関してきめ細やかな相談窓口での対応・広報に努める。
	市報・ケーブルテレビ・ホームページ・SNSなどを活用し、市民への情報提供に努める。
	公民館等と連携し、男女共同参画に関する講演会や学習会の充実を図る。

(2) 家庭や地域における慣習・しきたりの見直し

市民	地区や集落において、伝統行事や催し物などでの男女の役割について話し合い、見直しを行いましょう。
	地域の集会などで積極的に女性の意見を求め、女性も積極的に発言する意識を持ち、良い意見は取り入れていきましょう。
行政	地区・集落での男女共同参画に関する学習会の充実を図る。
	飯山市人権同和・男女共同参画地域推進員と連携し、地域交流や学習会での啓発・促進を図る。
	「女性と市長の懇談会」を実施し、行政に対しての女性の声を生かしていく。

2 人権尊重と男女平等の教育・学習

(1) 家庭・地域における教育・学習機会の充実

市民	子どもが人権と命を大切にできる意識を持つよう家族や地域ぐるみで育てましょう。
	家庭や地域で男女平等に対する世代間の意識格差を解消していくよう話し合いましょう。
行政	地区や集落単位の講演会・学習会を積極的に開催し、男女共同参画に関する意識向上を図る。
	公民館等と連携し、男女共同参画に関する講演会や学習会の充実を図る。
	講座・講演会の際、託児を積極的に取り入れていく。

(2) 保育園・幼稚園・学校における教育の推進

市民	「男だから、女だから」という意識を持たないよう、一緒に子育てを見直しましょう。
行政	幼稚園・保育園及び小中・特別支援学校・高等学校での公開授業での学習や情報交換を行い、一貫した人権教育を推進する。

3 あらゆる情報における男女の人権尊重

男だから、女だからという意識にとらわれない表現と人権尊重の推進

市民	テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどあらゆる情報に対して、男女平等の視点から「男だから、女だから」という固定的な表現がないか常に意識しましょう。
	市や地域が主催する講座・講演会などに積極的に参加し、メディアにおける表現等を主体的に読み解く力を向上させましょう。
行政	市の広報をはじめ、地域のあらゆる出版物の表現方法について、固定的性別役割分担等（男だから、女だから）の偏った表現にならないよう取り組む。
	男女平等に視点を置いた地区・集落学習会や講演会を開催し、固定的性別役割意識（男だから、女だから）の解消を目指す。

4 国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成

国際社会の動向を踏まえた取組

市民	国際的な女性問題や男女平等に関する情報への関心を高めましょう。
	多文化共生に関心を深め、相互理解のための取り組みを行いましょう。
行政	外国人を講師に招き、講演会や講座を開催する。
	国際交流員と連携し、啓発活動を実施するとともに地域交流の場を推進する。

男女が共に参画できる環境づくり

1 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備

仕事と子育て・介護の両立と家族関係の平等と協力

市民	できることから少しずつ家庭内の役割分担を改善しましょう。
	家事・育児・介護を男女が共に担う意識を持ちましょう。
	事業者※等は自らの企業において育児・介護休暇等の整備を行うことに加え、休暇取得促進など男女が働きやすい職場環境づくりに努めましょう。
	※事業者とは … 市内において、公共機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人、農業者及びその他の団体をいう。 （飯山市男女共同参画社会づくり条例」第2条4項）
行政	仕事と家庭を両立しながら働くことのできる職場環境づくりに関する啓発活動を行う。
	飯山市企業人権教育推進協議会と連携し、企業内での男女共同参画に関する意識向上のための啓発活動を行う。
	男女で担う育児や介護の意識啓発や知識・技術普及のための学習会等、また働きながら楽しく育児のできる保育サービスの充実など、担当部署と連携し推進する。
	男性も女性も相談しやすい窓口の充実を図る。
	関係機関と連携し、出産・育児等を理由に離職した女性に対するリスクリング（学び直し）や再就職など支援する。

2 地域組織、行政機関等における女性の参画促進

(1) 地域組織・審議会、委員会等への女性の参画の促進

市民	あらゆる分野で活躍する女性同士の連携や交流を深め、スキルアップを目指しましょう。
----	--

市民	地域組織での企画・立案・決定の場へ積極的に参加し意見を述べましょう。
	女性の地域参画支援のため、家庭や地域での支援促進を図りましょう。
	地域ぐるみで自治組織などへの女性役員登用を積極的に行いましょう。
行政	地域の学習会や講演会において、女性の参画に視点を置いたテーマを積極的に取り入れることに加え、市主催の各種教室などで女性のスキルアップ講座の開催を図る。
	市の審議会等委員への女性参画拡大のため、広く啓発活動を行うとともに現役女性委員への後継者育成支援など、継続した女性選出がなされるよう努める。
	令和11年度（2029年度）末の市審議会等委員女性比率40%を目指し、現状女性委員のいない、若しくは割合の低い委員会等へ各審議会等における委員等の選出方法、選出規定等の見直しを働きかける。
	防災会議の委員に積極的に女性を登用し、女性の視点を取り入れた防災体制の構築を進める。
	・集落の女性防災リーダーを育成し、女性防災会の設置を進め、自主防災会組織への参画を進める。 ・防災に関心のある女性たちが中心となって活動するグループの立ち上げや運営を支援していく。 ・福祉、子育て、食生活、環境、ボランティアなどの他のテーマで活動しているグループの防災の取組を支援していく。 ・避難所運営や備蓄品など防災に関する計画作成にあたっては、男女が共同して検討し、多様化への配慮が反映されるよう支援していく。

3 職場における男女共同参画の推進

職場環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの啓発

市民	職場での経営や方針決定の場において女性の参画促進を図りましょう。
	市民一人一人が女性の職域について見直しましょう。
	事業者等は自らの企業において、育児短時間勤務制度、子の看護休暇、生理休暇など、働きやすい雇用・運営について見直しましょう。
行政	男女ともに育児・介護休暇を取得しやすくするため周知・啓発に努める。
	飯山市企業人権教育推進協議会と連携し、女性の経営・方針決定への参画促進や働く女性や子育て中の女性への安定した就業についての促進を図る。

4 農林業・商工・観光業等の自営業における環境の整備

(1) 男女が主体的に経営に参画するための環境整備

市民	農林業・商工・観光業等の自営業等の経営において、男女がともにパートナーとして携わっていけるよう家族で話し合いを持ちましょう。
	農林業・商工・観光業等関係の施策・方針決定の場に男女共に積極的に参加し意見を述べましょう。
行政	農業委員や公共的団体の役員などに女性の参画を推進する。
	男女が主体的に農業経営、商業経営、観光業経営に参画するため、研修会や学習会等開催を行うとともに、関係部署と連携し、広く農林業・商工・観光業等に携わる女性の声の市政反映を図る。
	女性の経営参画に対する意識啓発を推進する。

(2) 自主的に活躍する女性グループの推進と支援

市民	地域の活性化に女性の視点を生かした起業などの活動を推進しましょう。
	若い人材を発掘し、女性グループの後継者育成に努めましょう。
行政	女性グループの推進・支援体制の強化を図る。

5 子育て支援と介護福祉の充実

子育て支援事業、介護支援事業の充実と支援環境の充実

市民	家族みんなが子育てや介護について理解を深め合い、協力態勢を築きましょう。 地域で子育てや介護に対する学習会を開催するなど、理解・支援を図りましょう。
行政	子育て支援センターや児童センターの支援体制の充実を図る。 飯山市企業人権教育推進協議会と連携し、育児・介護休暇取得促進を図る。 保育制度や介護制度の活用促進を図る。 気軽に様々な相談ができるよう、飯山市こども女性家庭センターのPRと充実を図る。

健康で生きがいのある生活づくり

1 生涯を通じた健康支援

(1) 生涯を通じての健康支援

市民	家庭において幼児期より命の大切さや他人への思いやりの心を育てましょう。 健康診断を定期的に受診し、健康教育や学習の場に積極的に参加し「自分の身体は自分で守る」という意識を高めましょう。 積極的に社会との関わりを持ち、地域の仲間づくりや助け合いを進めましょう。 心と身体の変化にひとりで悩まず、相談できる人を持ちましょう。
行政	正しい生活習慣や健康の知識を身につけるための啓発や健康学習の推進を図る。 病気の早期発見・早期治療のために定期的な健康診断を勧め、自己の健康管理に努めるよう啓発する。

(2) 性に対する教育と相談体制の充実

市民	性に関する正しい知識・情報を学び、判断力や自己決定力が高まるように努めましょう。 女だから男だからではなく「自分らしさ」を大切にしましょう。
行政	幼児期から思春期、成人期、更年期、高齢期等の生涯を通じた男女の性と生殖に関する健康保持ができるよう、健康教育、健康相談、健康診断等を推進する。 飯山市こども女性家庭センターでの相談の充実と関係機関との連携を図る。 青少年期の男女が性に関する正しい知識・情報を得られ、さらに判断力や自己決定力がつくよう、学校、家庭、社会の場での性に関する知識習得の充実を図る。

2 男女間のあらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力とハラスメント防止の取組

市民	あらゆる暴力を許さず、見てみぬふりをしないようにしましょう。 児童虐待は許されない行為であるという認識をもち、子どもを地域全体で見守りましょう。 「DV」やセクシュアル・ハラスメントなどは犯罪であるという認識を持ちましょう。 嫌がらせに対して自身が毅然とした態度をとりましょう。 子育てや家庭内の悩みを1人で抱え込まず相談するようにしましょう。
行政	児童虐待やDVなどあらゆる暴力、ハラスメントの防止のため啓発活動の推進を図る。 関係機関と連携をもちながら児童虐待やDVの早期の対応と予防に努める。 各種相談窓口の連携を図り、被害者が相談しやすい相談体制を確立する。

